

証券取引法上の本来・付随・兼業業務

本来業務（証取法第2条8項）

- 1 有価証券の売買
- 2 有価証券の売買等の媒介、取次ぎ又は代理
- 3 取引所有価証券市場における有価証券の売買等の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- 3の2 有価証券店頭デリバティブ取引等
- 3の3 有価証券等清算取次ぎ
- 4 有価証券の引受け
- 5 有価証券の売出し
- 6 有価証券の募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱い
- 7 P T S 業務

付随業務（証取法第34条1項）

- 1 有価証券の保護預り
- 1の2 振替業
- 2 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
- 3 信用取引に付随する金銭の貸付け
- 4 顧客から保護預りをしている有価証券を担保とする金銭の貸付け
- 5 有価証券に関する顧客の代理（投資一任契約の締結に係る代理を含む。）
- 6 投資信託委託業者の価証券に係る収益金、償還金又は解約金の支払に係る業務の代理
- 7 投資法人の有価証券に係る金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払に係る業務の代理
- 8 累積投資契約の締結
- 9 有価証券に関連する情報の提供又は助言（投資顧問業に該当するものを除く。）
- 10 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理

兼業業務（証取法第34条第2項）

- 1 投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
- 2 投資信託委託業又は投資法人資産運用業
- 2の2 資産保管会社の業務
- 3 金融先物取引業
- 4 商品市場における取引に係る業務
- 5 金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引として内閣府令で定めるものに係る業務
- 6 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- 7 貸金業
- 8 商品投資販売業
- 9 小口債権販売業
- 10 その他内閣府令で定める以下の業務

内閣府令で定める業務

- ・ 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ・ 譲渡性預金の預金証書の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ・ 円建銀行引受手形の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ・ 抵当証券の販売及び抵当証券の保管に関する業務
- ・ 組合契約又は投資事業有限責任組合契約（みなし有価証券とされるものを除く。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ・ 匿名組合契約（みなし有価証券とされるものを除く。）の締結の媒介、取次ぎ又は代理に係る業務
- ・ 金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ・ 貸出参加契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
- ・ 保険募集
- ・ 自ら所有する不動産の賃貸
- ・ 物品賃貸業
- ・ 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
- ・ 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
- ・ 確定拠出年金運営管理業
- ・ 国民年金基金連合会から委託を受けて行う確定拠出年金に係る業務
- ・ 前各号に掲げる業務に附帯する業務

承認業務（証取法第34条第6項）

- ・ 信託受益権の売買等に係る業務
- ・ クレジット・デリバティブ取引等業務（媒介等に限定）
- ・ クレジット・デリバティブ取引等業務
- ・ パートナーシップに係る媒介等業務
- ・ 特定法人等の業務の遂行等業務
- ・ 広告に係る業務
- ・ 債務保証の媒介
- ・ 貸金業法に基づく貸金業に含まれない金銭貸借の媒介等業務
- ・ 宅建業
- ・ キャッシュマネージャー、SPCの管理代理人等業務
- ・ 商品取引等（現物決済）業務
- ・ 債務保証業務
- ・ 債務履行引受契約に関する業務
- ・ 関係会社に対する顧客紹介業務
- ・ 有限会社の持分の売買の媒介業務
- ・ コンピュータ機器販売
- ・ 郵便貯金の事務受託
- ・ 非居住者を当事者とする貸金契約に係る業務
- ・ 匿名組合契約の締結

これまでに承認実績が2件以上あるもの